

コシ等飼料穀物の需給のひっ迫につれ、40～50ドル上昇し、96年5月まで180ドル/t前後の水準で推移した。

しかし、新穀の収穫期が終了し、飼料穀物全体の豊作見通しから下落傾向で推移し、97年3月には129ドル/tと相場が高騰する前の水準となり、ほぼその水準で推移していた。

7月には飼料穀物全体の豊作見込みから下落、トウモロコシの減反予想及びカナダ国内における需要増大等からやや値を戻したものの、輸出需要の減退等から98年も引き続き軟調傾向で推移しており、7月には104ドル/tとなっている。

第6節 米価及び麦価

1 米価審議会

(1) 9年度に開催された米価審議会は以下のとおりである。

第1回 6月5日 9年産麦の政府買入価格について

第2回 11月25日、27日 10年産米の政府買入価格及び米の標準売渡価格について

第3回 12月12日 麦の政府売渡価格について

第4回 3月17日 会長及び会長代理の選出について

(2) 前委員の任期満了に伴い、米価審議会委員として25名が以下のとおり任命された(50音順、敬称略)。

9年5月1日任命 高山 憲之(一橋大学教授)

7月16日任命 栗田 幸雄(福井県知事)
米山 繁男(全日本農民組合連合会副会長)

10年3月10日任命 青山 三千子(国民生活センター参与)

上田 喜志子(長崎県地域婦人団体連絡協議会会長)

内田 公三(社団法人経済団体連合会事務総長)

内館 晟(日本生活協同組合連合会副会長理事)

甲斐 麗子(主婦連合会参与)

加倉井 弘(日本放送協会解説委員)

黒田 節子(マーケティングコンサルタント)

小金 芳弘(東洋学園大学教授)

後藤 晃(一橋大学教授)

小原 朗(全国町村会理事)

五月女 昌巳(栃木県農業者士)

生源寺 真一(東京大学教授)

武政 邦夫(農林漁業金融公庫理事)

田中 宏尚(財団法人自主流通米価格形成センター会長)

千野 忠男(梼野村総合研究所理事)

中村 裕(全国農業会議所専務理事)

野村 昭(全国食糧事業協同組合連合会会長)

原田 睦民(全国農業協同組合中央会会長)

村上 紀子(女子栄養大学教授)

本橋 元(全国農業協同組合連合会代表理事会長)

八木 宏典(東京大学教授)

渡辺 五郎(財団法人日本穀物検定協会会長)

(3) なお、平成9年4月以降、米価審議会の委員の任期を1年から2年に延期することが決定された。

2 米 価

(1) 米穀の政府買入価格

ア 最近の米需給事情、自主流通米価格の動向

最近の米の需給に関しては、6年産米の記録的な大豊作(作況指数109)以降3年連続の豊作に加え、本年産米についても豊作(作況指数102)となったことから、緩和基調で推移している。このような状況のなかで、国内産主食用うるち米の販売・売却状況は、卸売業者等の手持ち在庫の調整や最終消費の減少等の理由から、基本計画で見込んだ販売数量を大きく下回り、9年10月末持越在庫数量は352万トンとなった。

また最近の自主流通米の入札取引結果をみると、6年産以降の需給緩和状況を反映して、一部銘柄を除き価格は低下傾向となっている。9年産米の自主流通米入札取引については、11月27日の米価決定時までのべ6回(東京3回、大阪3回)行われたが、多くの銘柄が値幅の下限に近い水準で取り引きされており、平均基準価格に対し約10%の下落となっている。

このような最近の需給事情の中で、自主流通米の価格が低落し、政府及び民間双方の持越在庫が適正とされる水準を大幅に超過しており、生産調整についても現場から不公平感等の問題点が指摘され、米需給の抜

本的な改善を図るとともに稲作農業の将来展望を切り拓くことを旨として、米政策全般の再構築を図るべく関係方面と鋭意検討を進めた。これらの検討の成果として、生産調整対策、稲作経営安定対策、計画流通制度の運営改善の3つを基軸とする新たな米政策について、その基本方向をとりまとめ、米価審議会の場において、今後の施策運営のあり方につき検討するとともに、その一環として10年産政府買入米価についても検討が行われた。

イ 農業団体からの要請

全国農業協同組合中央会（全中）は、11月に「稲作経営の安定をめざした新たな米政策の確立に関する重点要請事項」を決定し、「10年産政府買入価格は、安定的な価格運営をはかる観点から、算定方式に基づき適正に決定する必要がある」と要請した。

ウ 党における議論

8月以降各党において、基本法の検討と平行して現下の米問題についての検討が進められた。政府買入米価については、10月7日、自民党の「中間とりまとめ」において、「現下の需給状況の下で、米の価格形成の在り方についても聖域視することなく、必要な見直しを行うべきである」とされた。これを受けて、政府は「現在の需給緩和の下で自主流通米価格が大幅に下がっていることを踏まえ、これをより反映した算定を行うべき、生産調整の実施により需給改善が図られることを踏まえ、短期的視点ではなく安定した価格運営の観点から現行算定方式どおりにすべき」という両者の考え方があがるが、いずれを採用するか更に検討することとした。

その後の議論を経て、11月11日、自民党は「新たな米政策大綱骨子」を決定し、「10年産米の政府買入価格については、自主流通米の価格動向等にかんがみ、総合的な需給調整を断行し、早急に正常な価格体系とすることが必要とされていることを踏まえ、現行算定方式に基づき適正に決定する」こととした。政府はこの大綱骨子を踏まえ検討した結果、「新たな米政策大綱」を決定し、その中で10年産政府買入価格につき、「算定方式に基づき、適正に決定する」こととした。

エ 米価審議会・決定

10年産米価を審議する米価審議会は、米穀の政府買入価格及び標準売渡価格の決定に関する基本事項とあわせて、新たな米政策の運営のあり方、生産及び出荷の指針について議論するため、11月25日及び27日の2日間にわたって開催された。例年、米穀の政府買入価格と標準売渡価格はそれぞれ審議日を別に設けていたが、本年において、この両者は新たな米政策の一環を

なすものとして、一体的かつ有機的な連携の下、検討することが適当と考え、平成10年産米穀の政府買入価格及び米穀の標準売渡価格の決定に関する基本事項につき、同時に審議することとした。

政府は25日に諮問及び諮問の説明を行うとともに、新たな算定方式に基づき60kg当たり15,805円とする10年産米政府買入価格の政府試算値を示した。

オ 平成10年産米穀の政府買入価格の試算

(ア) 算定方式について

食糧法下での政府買入米価は、自主流通米が制度的にも実態的にも米流通の主体となったことを踏まえ、自主流通米の価格動向を反映させるほか、生産コスト等を参酌し、米穀の再生産を旨として決定することとされている。

a 自主流通米価格形成センターにおいて形成される自主流通米の入札価格の動向の比較により価格変動率を求めるとともに、生産費調査に基づく米販売農家の全算入生産費の動向の比較により生産コスト等の変動率を求め、これらの変動率を均等のウェイトにより基準価格に乘じ、「求める価格」を算出する。

この場合、

- ① 基準価格は、前年産米穀の政府買入価格とする。
- ② 自主流通米価格の変動率の算出に当たっては、全体的上場銘柄の加重平均価格を用いる。
- ③ 生産コスト等の変動率の算出に当たっては、前年産米穀の価格決定時から直近までの物価・労賃の動向及び反収の動向を織り込む。

○ 求める価格 $= P_0 \times (A \times w_1 + B \times w_2)$

P_0 ：基準価格（前年産米穀の政府買入価格）

A ：自主流通米価格の変動率

B ：生産コスト等の変動率

w_1 ：0.5

w_2 ：0.5

b 政府買入米価について、需給事情・市場評価を反映させつつ、安定的な価格運営を図る観点から、

- ① 自主流通米価格の変動率を求めるに当たっては、移動3年平均による比較を行う。その際、需給変動による価格への影響を緩和するため、生産調整面積の変更を決定した年の年産に係る自主流通米の入札価格の平準化を行う。

- ② また、生産コスト等の変動率を求めるに当たっては、移動3年平均による比較を行う。その際、平準反収を用いる。

(イ) 算定

1の考え方に基づき算定した平成10年産米穀の政府買入価格は、60kg当たり15,805円（前年産価格に対し

▲412円、▲2.5%)となる。

(注)上記の価格は、「うるち1～5類、1～2等平均、包装込み、生産者手取予定価格」である。

○ 求める価格＝ $16,217 \times (0.9455 \times 0.5 + 1.0035 \times 0.5)$

(ウ) 試算にあたっての考え方

自主流通米価格については、需給状況を反映した弾力的な価格形成が行われることから、農家手取りが政府買入価格を下回る銘柄が生じているが、

① 10年産の生産調整を着実に実施することにより需給改善が図られること

② 政府買入価格は備蓄運営という特定の政策目的のために買い入れられる米の価格であり、短期的視点ではなく安定した価格運営を図る必要があることから、政府買入価格の算定方式については特に見直しを行わず、現行算定方式に基づき、適正に試算することとした。

(エ) 試算値について

自主流通米価格の変動率については、近年の自主流通米価格の低下傾向を反映して94.55%(▲5.5%)、生産コスト等の変動率については、最近の物価・賃金の上昇傾向を反映して100.35%(+0.4%)となり、これらの変動率を均等のウェイトにより基準価格である9年産米価(16,217円/60kg)に乗じることにより算出すると、60kg当たり15,805円(9年産米価に対し▲412円、▲2.5%)となった。

なお、9年産米価において、すでに消費税率引上げの影響を反映させたことに伴い、税率引上げの影響がダブルカウントにならないよう、農家購入価格等の変化率算出の際に用いる米生産費パリティ指数のうち、9年4月以降の指数については103/105を乗じることにより、消費税率引上げの影響をデフレートしている。

(オ) 答申・決定

このような政府試算値に対して、「算定における基準価格の水準が妥当か否かという問題はある」等の意見もあったが、すべての委員が、算定方式に基づいて算定された諮問値であることから、「賛成又はやむを得ない」との意見であった。

このような議論を踏まえて答申の起草が行われ、11月27日午後4時20分頃に渡邊五郎米価審議会会長から島村宣伸農林水産大臣に答申が手交された。この米価審議会の答申を踏まえ、同日、平成10年産米穀の政府買入価格について政府試算値どおり決定した。

平成10年産米穀の政府買入価格について

平成9年11月27日

平成10年産米穀の政府買入価格

60kg当たり 15,805円

(注)上記の価格は、うるち玄米1～5類、1～2等平均、包装込み、生産者手取予定価格である。

○ 類別・等級別政府買入価格

(単位：玄米60kg当たり、円)

	1等	2等	3等
	< 0 >	< ▲320 >	—
1類(+400)	16,141	15,821	—
2類(+250)	15,991	15,671	—
3類(0)	15,741	15,421	—
4類(▲350)	15,391	15,071	—
5類(▲750)	14,991	14,671	14,324

(注)1 水稻うるち裸価格である。

2 ()内は、3類に対する加算・減算額であり、< >内は、1等に対する減算額である。

3 なお、一部の産地品種銘柄については、4類▲200円の銘柄間格差とする。

(2) 米穀の政府売渡価格

米穀の標準売渡価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第61条第3項の規定により、米穀の需要及び供給の動向、家計費並びに物価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされている。

米穀の標準売渡価格は、平成9年11月25日の米価審議会において政府案が諮問され、諮問に基づく審議の後、同年11月27日に答申が行われ、これを踏まえて政府案どおりに決定された。

ア 改定の基本的考え方

(イ) 国内産米

需給の緩和した状況の下で、米流通の主体である自主流通米の価格は、需給実勢を反映して多くの銘柄が値幅の下限に近い水準で取引されていたが、政府米の標準売渡価格については、その年の米穀の作柄、在庫水準等を概ね見通し、1年間の需給及び供給の動向等を適切に踏まえて設定する必要がある。

その際、新たな米政策の実施により需給改善が図られ、自主流通米の価格に底値感が出たり、上昇局面に転ずる可能性があること、また、政府管理経費が大幅に上昇していることも踏まえつつ、政府買入価格の引下げ効果を消費者に適切に還元することとし、消費者の家計の安定が図られるよう、標準売渡価格を改定す

ることとした。

(イ) ミニマム・アクセス輸入米

輸入米の売渡価格については、国内産米との整合性を踏まえ、改定することとした。

イ 米穀の標準売渡価格改定（平成10年1月以降適用）の内容

(ア) 国内産米の標準売渡価格

(玄米60kg当たり)

現 行	決 定	改定額	改定率
17,239円 [18,101円]	16,982円 [17,831円]	▲257円 [▲270円]	▲1.5% [▲1.5%]

(注) 1 水稲うるち1～5類、1・2等平均包装込みの価格である。

2 [] 内は消費税額分を含む価格である。

(イ) 輸入米の標準売渡価格

(玄米60kg当たり)

現 行	決 定	改定額	改定率
13,534円 [14,211円]	12,652円 [13,285円]	▲882円 [▲926円]	▲6.5% [▲6.5%]

(注) 1 銘柄区分M₃の価格である。

2 [] 内は消費税額分を含む価格である。

(参考)

○ 類別・等級別標準売渡価格

[国内産米]

(水稲うるち玄米60kg当たり、円)

	1 類	2 類	3 類	4 類	5 類
1 等	18,341 (19,258)	17,491 (18,366)	16,941 (17,788)	16,391 (17,211)	15,841 (16,633)
2 等	18,021 (18,922)	17,171 (18,030)	16,621 (17,452)	16,071 (16,875)	15,521 (16,297)

(注) () 内は消費税額分を含む価格である。

[輸入米]

(正味60kg当たり、円)

M ₁	M ₂	M ₃	M ₄	M ₅	L
1 類 2 等 相当	2 類 2 等 相当	3 類 2 等 相当	4 類 2 等 相当	5 類 2 等 相当	—
14,052 (14,755)	13,202 (13,862)	12,652 (13,285)	12,102 (12,707)	11,552 (12,130)	9,970 (10,469)

(注) 1 () 内は消費税額分を含む価格である。

2 銘柄区分Lの価格は精米価格である。

3 各銘柄区分に属するものは以下のとおり。

(M₃)：アメリカ産加州米ミディウムグレイン、オーストラリア産米、中国産東北米

(L)：タイ国産うるち精米100%、タイ国産うるちA₁スーパー、タイ国産もちA₁スペシャル、アメリカ産砕精米、タイ国産もち精米、オーストラリア産砕精米

○ 米穀の標準売渡価格を基準として定める予定価格等

1 政府米の売渡予定価格については、標準売渡価格を基準として、品質、用途等の相違を参酌するに当たり、現下の異例な需給環境を踏まえ、新たな米政策が講じられることに鑑み、今後の需給変動や市場価格の上昇あるいは低下に対応しうよう、自主流通価格の動向、政府米の販売状況等を考慮し、適切かつ弾力的に設定することとする。

2 年産格差等

[国内産米の年産格差]

(玄米60kg当たり)

新 米 対 比	現 行	改 定 後
一 年 持 越 米	600円	600円
二 年 持 越 米	1,200円	1,200円
三 年 持 越 米	—	1,800円

(注) 1 年産格差は類ごとに設定する格差の平均である。

2 一年持越米とは、収穫年の翌年の11月に持ち越された米穀をいい、平成10米穀年度においては8年産米である。

3 消費税額分を含まない価格である。

[輸入米の輸入年度の相違に対応した格差]

(正味60kg当たり)

当年度輸入分対比	格 差	備 考
前年度輸入分	一律 450円	現行同額
前々年度輸入分	一律 900円	現行同額

(注) 1 前年度輸入分とは、輸入した会計年度の次会計年度の11月に持ち越された米穀をいい現時点においては8年度輸入分である。

2 消費税額分を含まない価格である。

ウ 米価審議会への諮問

諮 問

平成10年産米穀の政府買入価格については、米穀の需給動向・市場評価を反映させつつ、安定的な価

格運営を図るとの観点に立って算定を行い、この算定に基づき決定する必要があると考える。また、米穀の標準売渡価格については、米穀の需給動向、財政の事情等を総合的に考慮し、これを決定する必要があると考える。これらについて米価審議会の意見を求める。

平成9年11月25日

農林水産大臣 島村 宜伸

諮問の説明

米穀は国民の主食としての役割を果たすとともに、我が国農業において重要な農産物としての地位を占めております。

しかしながら、最近の米穀の需給動向につきましては、連年の豊作等により本年10月末の国内産米の持越在庫量が352万トンとなっていることに加え、10月15日現在の本年産米穀の作況指数が102となっており、大幅な緩和基調で推移しております。

このため、自主流通米の価格が大幅に低下し、稲作経営に大きな影響を与えるとともに、生産調整につきましても、不公平感の高まり等の問題が生じております。

また、備蓄につきましては、本年10月末の国内産政府米の持越在庫量が267万トンと適正な水準を大幅に上回り、その適正な運営を図ることが課題となっており、「財政構造改革の推進について」（平成9年6月3日閣議決定）においても、「米について、政府備蓄水準の早期適正化を進め、米価を含む農産物価格について適切な価格設定を行う」とされました。

このような中、望ましい水田営農の確立を図るとともに、稲作経営の将来展望を切り拓くことを旨として、生産調整推進対策、稲作経営安定対策及び計画流通制度の運営改善を基軸とする「新たな米政策大綱」を取りまとめ、これにより米穀の需給と価格の安定を図ることとしております。

平成10年産米穀の政府買入価格及び米穀の標準売渡価格につきましては、計画流通制度運営の一環として、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」の規定に基づき、適切に決定する必要があるとします。

まず、平成10年産米穀の政府買入価格につきましては、新たな米政策を踏まえ、引き続き、自主流通米の価格の変動率及び生産コスト等の変動率を基礎として、需給動向・市場価格を反映させつつ、安定的な価格運営が図られる現行の方式により算定する

こととしてはどうかということであります。

次に、米穀の標準売渡価格につきましては、以上のような事情のほか、ミニマム・アクセス輸入米につきましては、国内産米の価格体系との整合性も踏まえながら、適切に供給していく必要があることを総合的に考慮して決定することとしてはどうかということであります。なお、実際の売却に当たっては、備蓄の適切な運営を図る観点から、標準売渡価格を基準しつつ、需給動向等に対応して弾力的に予定価格の設定を行う必要があります。

エ 米価審議会答申

答 申

本審議会は、農林水産大臣から諮問のあった米穀の政府買入価格及び標準売渡価格に関して、下記のとおり答申する。

記

政府買入価格及び標準売渡価格については、政府案どおり決定することが適切であると認める。

(附帯意見)

- 1 政府持越米について需給動向等に対応した売渡予定価格の設定等を行い、備蓄のより適切な運営を図ること。
- 2 新たな米政策の展開にあたっては、特に、大規模農家等担い手層の育成という観点等に十分配慮し、適宜必要な見直し、改善を図ること。
- 3 稲作・転作を通ずる水田営農の経営体質の強化を急ぐとともに、新たな米政策の一環として、基盤整備、施設整備についても十分意を用い、環境保全と活力ある農村の構築を図ること。

平成9年11月27日

農林水産大臣 島村 宜伸 殿

米価審議会会長 渡邊 五郎

3 麦 価

(1) 麦の政府買入価格

平成9年産麦の政府買入価格については、平成9年6月5日に開催された米価審議会に、小麦については、前年産に対し0.95%引き下げるという政府案が諮問され、同日夕に米価審議会から答申が行われた。この答申を受け、9年産麦の政府買入価格は同日夜に政府案どおり決定され、6月10日に農林水産省告示第936号を

もって告示された。

ア 米価審議会への諮問

平成9年産麦の政府買入価格について、近年における麦作の生産性の向上を的確に反映するとともに品質の改善に資するとの観点に立ち、主産地の生産費を基礎として決定することにつき、米価審議会の意見を求める。

平成9年6月5日

農林水産大臣 藤本 孝雄

諮問の説明

麦の政府買入価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第66条第2項の規定により、生産費その他の生産条件、需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、生産性の向上及び品質の改善に資するよう配慮して定めることとなっております。

麦の政府買入価格につきましては、昭和63年の答申の趣旨に即し、昭和63年産麦から、麦の主産地における生産費を基礎とし、麦をめぐる状況等にも配慮するなどして決定してきております。

本年産麦の政府買入価格の算定につきましては、上記答申の趣旨に即し、麦の政府買入価格の本来の趣旨及び制度の円滑な運営の確保と土地利用型作物としての重要性を念頭に置き、今後とも麦作の安定的な発展を図るため、麦作に取り組む農家の意欲に及ぼす影響にも配慮しつつ、生産性の向上及び品質の改善に資するとの観点に立つて行うことといたしております。

具体的には、麦の主産地における平均規模以上の規模層の全算入生産費を基礎として決定することとしてはどうかということであります。

以上のような考え方によりました場合の平成9年産麦の政府買入価格につきましては、後ほど資料により御説明申し上げます。

イ 平成9年産麦の政府買入価格の算定

(ア) 小麦の政府買入価格

a 主産地方式による価格の算定

$$P = \frac{\sum_{i=1}^N C_i}{\sum_{i=1}^N H_i} \times 60$$

P：求める価格

C：価格決定年の前3年における各年の主産地（北海道（畑）、群馬（田）、埼玉（田）、栃木（田）、福岡（田）、熊本（田）及び佐賀（田））の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家及び災害農家を除く。）の10アール当たり平均生産費（以下「平均生産費」という。）について、費用合計については物価修正する等の修正を行ったもの

H：価格決定年の前3年における各年の主産地の生産農家（北海道及び主産地に係る6県の平均作付規模未満の農家を除く。）の10アール当たり収量を平準化した収量

N：年数（3年）

$$\frac{62,105\text{円}}{413\text{kg}} \times 60\text{kg} = 9,023\text{円}/60\text{kg}$$

（銘柄区分Ⅱ・1等、裸価格）

(イ) 大麦及びはだか麦の政府買入価格

大麦及びはだか麦の政府買入価格は、(ア)の小麦の政府買入価格に準拠して前年同額とする。

a 大麦

6,478円/50kg（銘柄区分Ⅱ・1等、裸価格）

b はだか麦

9,331円/60kg（銘柄区分Ⅱ・1等、裸価格）

(ウ) 銘柄区分別の政府買入価格

麦の種類別の銘柄に応じⅠ、Ⅱ、Ⅲ及びⅣの銘柄区分を設ける。

銘柄区分Ⅰの価格は、銘柄区分Ⅱの価格に60kg当たり600円（大麦の場合は50kgに換算して500円）を加えて得た額とする。

銘柄区分Ⅲの価格は、銘柄区分Ⅱの価格から60kg当たり300円（大麦の場合は50kgに換算して250円）を控除して得た額とする。

銘柄区分Ⅳの価格は、銘柄区分Ⅱの価格から60kg当たり900円（大麦の場合は50kgに換算して750円）を控除して得た額とする。

(エ) 等級別の政府買入価格

麦の種類別の等級に応じ、2等の価格は、1等の価格から60kg当たり1,100円（大麦の場合は50kgに換算して917円）を控除して得た額とする。

(オ) 政府買入価格は、ア、イ、ウ及びエにより次のとおりとする。

銘柄区分	等級			
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
a 小麦				(60kg当たり、円)
1等	9,623	9,023	8,723	8,123
2等	8,523	7,923	7,623	7,023
b 大麦				(50kg当たり、円)

銘柄区分 等級	I	II	III	IV
1 等	6,978	6,478	6,228	5,728
2 等	6,061	5,561	5,311	4,811
c はだか麦			(60kg当たり, 円)	

銘柄区分 等級	I	II	III	IV
1 等	9,931	9,331	9,031	8,431
2 等	8,831	8,231	7,931	7,331

ウ 米価審議会答申

答 申

平成9年産麦の政府買入価格の諮問に対し、次のとおり答申する。

記

麦の制度全般については、当審議会の意見に基づき、麦問題研究会で検討が進められているところであるが、政府買入価格の政府案については、大方が賛成又はやむを得ないという意見であったので、政府案どおり決定することが適切であると認める。

平成9年6月5日

農林水産大臣 藤本 孝雄 殿

米価審議会会長 渡邊 五郎

(2) 麦の標準売渡価格

麦の標準売渡価格については、9年12月12日に開催された米価審議会に、小麦、大・はだか麦とも据え置くこととする政府案が諮問され、同日付けで米価審議会から答申が行われた。この答申を受け政府案どおり麦の標準売渡価格を据え置くことを決定し、これを9年12月16日付け農林水産省告示第1808号をもって告示した。

ア 米価審議会への諮問

諮 問

麦の標準売渡価格について、最近における麦管理の運営の実情、外国産麦の国際価格、為替相場の動向等を総合的に考慮して決定することにつき、米価審議会の意見を求める。

平成9年12月12日

農林水産大臣 島村 宜伸

諮問の説明

麦の標準売渡価格は、家計費及び米価その他の経

済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされております。

平成9年産の国内産麦につきましては、近年における麦作の生産性の向上を的確に反映するとともに品質の改善に資するとの観点に立ち、政府買入価格の引下げを行ったところであります。また、その生産数量は増加しております。

外国産麦の国際価格につきましては、主要生産国における生産量が増加したこと等から昨年を下回る水準で推移しております。また、為替相場は円安基調で推移しております。

他方、麦製品の輸入につきましては、前年に比べわずかながら減少しているもののなお高い水準にあります。

また、政府管理経費の縮減合理化等により、麦管理の効率化を図っていく必要があります。

麦の標準売渡価格につきましては、以上のような事情を総合的に考慮し、当面はこれを据え置くこととしてはどうかということとあります。

イ 麦の標準売渡価格及びその算定の説明

(ア) 標準売渡価格の算定の説明

a 小麦のコスト価格と平均標準売渡価格との関係
輸入に係る麦の政府の買入の価格（以下「輸入麦買入価格」という。）にその買入れ、保管及び売渡しに要する費用（以下「政府管理経費」という。）を加えて得た価格（以下「輸入麦コスト価格」という。）並びに国内で生産される麦の政府の買入の価格（以下「国内産麦買入価格」という。）に政府管理経費を加えて得た価格（以下「国内産麦コスト価格」という。）をその買入数量で加重平均した価格と、現行の標準売渡価格をこの買入数量で加重平均した価格（以下「平均標準売渡価格」という。）とから算出される価格関係は、次のとおりである。

(a) 輸入麦コスト価格

① FOB価格	トン当たり	185ドル
② 為替レート	ドル当たり	118円
③ 輸入麦買入価格	トン当たり	28,872円
④ 政府管理経費	トン当たり	8,415円
⑤ 輸入麦コスト価格	トン当たり	37,287円

(注) FOB価格は、政府が食糧用として買い付けている銘柄の直近1ヵ月間の平均価格である。

(b) 国内産麦コスト価格

① 国内産麦買入価格	トン当たり	152,800円
② 政府管理経費	トン当たり	22,655円
③ 国内産麦コスト価格	トン当たり	175,455円

(c) (a)と(b)の価格をその買入数量で加重平均した価格と平均標準売渡価格との関係

① (a)と(b)の価格をその買入数量で加重平均した価	トン当たり	51,964円
② 平均標準売渡価格	トン当たり	51,737円
③ ①－②	トン当たり	227円
④ ③／②		0.4%

b 小麦粉の対米価比の推移

年 次	精米 (A) 実効価格 (円/kg)	小麦粉 (B) 消費者価格 (円/kg)	(B)／(A) (%)
昭和50年	276	129	46.7
55	398	176	44.2
60	477	211	44.2
平成元	486	204	42.0
2	496	201	40.5
3	498	200	40.2
4	514	204	39.7
5	533	204	38.3
6	586	201	34.3
7	496	199	40.1
8	475	198	41.7
9年9月	444	201	45.3

(参考)

	①うる ち米 kcal/ 100円	②小麦粉 kcal/ 100円	③食パン kcal/ 100円	比 率 ②／①	比 率 ③／①
9年 9月	802	1,831	550	228.3	68.6

c 上記aの算定結果及びbの対米価比に加え、最近の麦をめぐる状況等を総合的に勘案し、小麦の標準売渡価格は、据え置くこととする。

d また、大麦及びはだか麦の標準売渡価格は、大麦及びはだか麦に係る諸事情を考慮し、小麦の場合と同様に据え置くこととする。

(イ) 標準売渡価格

小 麦 (銘柄区分Ⅱ・1等正味60kg当たり)	2,391円
	〔消費税額分を含む価格2,511円〕
	〔正味100kg当たり3,985円〕
	〔消費税額分を含む価格4,184円〕

輸入小麦 (アメリカ産ウェスタン・ホワイト・ホイ

ート2等正味100kg当たり)

4,784円

〔消費税額分を含む価格5,023円〕

輸入小麦 (カナダ産ウェスタン・レッド・スプリング・ホイト1等 (たん白含有率13.5パーセント) 正味100kg当たり)

5,354円

〔消費税額分を含む価格5,622円〕

大 麦 (銘柄区分Ⅱ・1等正味50kg当たり)

1,740円

〔消費税額分を含む価格1,827円〕

〔正味100kg当たり3,480円〕

〔消費税額分を含む価格3,654円〕

輸入大麦 (オーストラリア産ソーロウ2等正味100kg当たり)

3,325円

〔消費税額分を含む価格3,491円〕

はだか麦 (銘柄区分Ⅱ・1等正味60kg当たり)

2,283円

〔消費税額分を含む価格2,397円〕

〔正味100kg当たり3,805円〕

〔消費税額分を含む価格3,995円〕

ウ 米価審議会答申

答 申

本審議会は、本日農林水産大臣から諮問のあった麦の標準売渡価格について、下記のとおり答申する。

記

麦の標準売渡価格については、引き下げるべきとの意見もあったが、大方の委員は賛成又はやむを得ないとの意見であったので、政府案どおり決定することが適切であると認める。

(附帯意見)

麦問題研究会の報告については、早急に具体策の検討を深め、その実現を図ること。

平成9年12月12日

農林水産大臣 島村 宣伸 殿

米価審議会会長 渡邊 五郎

(参考) 麦問題研究会報告について

平成7年12月に開催された米価審議会の答申附帯意見等を踏まえ、農林水産省内の検討会を経て9年3月に学識経験者、生産者、製粉企業等から構成される麦問題研究会を開催し、麦政策全般の在り方について検討を深めてきた。

この麦問題研究会は計7回開催され、9年12月11日に麦問題研究会報告書「新たな麦政策の在り方について」が取りまとめられ、米価審議会の場合において議論された。

第7節 食糧管理特別会計

1 食糧管理特別会計の概要

食糧管理特別会計は、米穀のほか麦類、輸入飼料などの管理目的の異なる物資を取り扱っており、国内米管理勘定等七勘定が設けられている。

各勘定のうち調整勘定には、会計全体の資金操作を円滑にして、損失見合いの借入れの増加を避けるとともに、食糧管理勘定（国内米、国内麦および輸入食糧の三勘定）の損益を総合的に処理するために、一般会計からの受入金を原資とする調整資金が設けられている（食糧管理勘定に毎年発生する損益は、調整勘定に移し整理され、その結果に応じて調整資金の取崩しと繰入れが行われている）。

2 9年度予算の概要

(1) 予算規模

農林水産関係一般会計予算の総額は、3兆5,922億円（前年度当初予算対比99.9%、51億円の減）となっている。主要食糧関係費の総額は、2,692億円（前年度当初予算対比99.5%、13億円の減）となり、農林水産予算に占める比率は7.5%で、最高時（昭和46年）の42.7%に比べ大幅に減少している。また、経費の内訳である食糧管理特別会計調整資金への繰入は、1,750億円、新生産調整推進対策費は、942億円となっている。

9年度の食糧管理特別会計予算は、主要食糧の需給と価格の安定を図る制度の定着とその円滑な運営が図れるよう措置している。

(2) 国内米の管理

国内米については、引き続き潜在生産量が消費量を相当上回る水準にあるため、新生産調整推進対策（平成8～9年度）を実施しており、9年度は673千ha（水田当農活性化対策ベース787千ha）の生産調整の目標面積として取り組むこととしている。

国内米の需給は「生産及び出荷の指針」を基礎とし、政府買入予定数量1,300千t、政府売却予定数量1,479千tと見込んでおり、また、政府買入価格は9年産米の価格、政府売却価格は9年4月1日以降に適用される価格により売買に係る所要額を計上している。

この他、各種助成等事業、米取扱手数料や保管料等

の所要額を計上し、国内米の管理を行う。

ア 計画流通推進総合対策

食糧法の下での計画流通制度を円滑に推進するため、計画流通推進総合対策を講じる。

イ 米需給調整特別対策

地域における米需給調整への取組みを促進するための緊急措置として、集荷団体が地域実態に応じて行う需給調整活動を円滑に推進する。

ウ 米の需要拡大対策

栄養バランスに優れた米を中心とした日本型食生活の普及・定着を図るため、生産者団体、米穀販売業者団体等と連携し、積極的に米の消費拡大を推進する。

エ 米飯学校給食対策

食味の良いお米の活用による消費拡大の推進の必要性、自主流通米が主体となる食糧法の趣旨等を踏まえ、米飯学校給食での自主流通米の活用がより図られるよう措置する。

オ 米穀販売業者関連対策

食糧法の下での流通規制緩和に伴い、厳しい経営環境に置かれる米穀販売業者の経営基盤の強化・販売の活性化を積極的に推進するとともに、ばら流通の拡大等により米穀流通の合理化を推進する。

カ 米麦の安全性確保対策等

食品衛生法に基づく残留農薬基準の追加に対応しつつ、国が供給する国内産米麦及び外国産米麦について、残留農薬分析による安全性確保対策の充実強化を図る。

(3) 国内麦の管理

国内麦については、大麦、はだか麦及び小麦の三麦合わせて買入数量を630千t、売却数量を574千tと見込み、政府買入価格については、8年産麦の価格、政府売却価格は9年4月1日以降に適用される価格により売買に係る所要額を計上している。

この他、各種助成等事業、麦取扱手数料や保管料等の所要額を計上し、国内麦の管理を行う。

(4) 輸入食糧の管理

輸入食糧については、米麦の安定的かつ安全な供給に努めているところである。

政府買入数量は、米穀と麦類合わせ6,633千t、また売却数量は米穀と麦類合わせ6,601千tを予定し、米麦の政府買入価格は最近の価格動向等を勘案して算定した価格、米麦等の政府売却価格は9年4月1日以降に適用される価格により売買に係る所要額並びに管理に要する所要額を計上している。

(5) 農産物等の価格の安定

農産物等については、でん粉2千tの買入に係る所

要額、保管料等管理に要する経費等について所要額を計上している。

(6) 輸入飼料の管理

輸入飼料については、小麦1,350千t、大麦1,700千tの売却及びこれに必要な買入を予定し、これらに係る所要額、保管料や飼料穀物備蓄対策費補助金等の管理に要する所要額を計上している。

(7) 損益及び一般会計からの繰入れ

ア 食糧管理勘定の損益

9年度の食糧管理勘定の損益は、2,743億円の損失が見込まれており、勘定別の内訳は、国内米の管理に伴う損失（売買利益、計画流通推進対策助成金、管理経費の合計）2,563億円、国内麦の管理に伴う損失（売買損失、管理経費）902億円、輸入食糧の管理に伴う利益（売買利益、管理経費）722億円を予定している。

この損失については、調整勘定において8年度から繰り越される見込みである調整資金の残高1,044億円及び一般会計からの調整資金繰入れ1,750億円により損失の処理を行うこととしている。

イ 農産物等安定勘定の損益

農産物等安定勘定においては、でん粉等の買入に伴う管理に係る損失17百万円を予定しており、同勘定は前年度からの繰越積立金17億円を取り崩して整理することとしている。

ウ 輸入飼料勘定の損益

輸入飼料勘定の損益は、前年度からの繰越損失に加え、飼料用輸入麦の売買利益、管理に伴う損失（管理経費）40億円を予定しており、一般会計から同勘定への繰入れ40億円で整理することとしている。

3 9年度決算の概要

(1) 国内米の管理

国内米管理勘定においては、国内米について、1,191玄米千tの買入及び707玄米千tの売却に伴う利益から、管理に要する所要額を差し引いたところ、2,156億円の損失となった。

(2) 国内麦の管理

国内麦管理勘定においては、国内麦について、604千t（大麦68千t、はだか麦14千t、小麦522千t）の買入及び、540千t（大麦71千t、はだか麦15千t、小麦454千t）の売却に伴い発生した損失、管理に要する所要額により、822億円の損失となった。

(3) 輸入食糧の管理

輸入食糧管理勘定において、MA米について、471実（518玄米）千tの買入、353実（402玄米）千tの売却、外麦について4,933千t（大麦189千t、はだか麦6千t、小

麦4,738千t）の買入、4,784千t（大麦194千t、はだか麦3千t、小麦4,587千t）の売却に伴う利益から、管理に要する所要額を差し引いたところ、584億円の利益（MA米損失4億円、外麦利益588億円）となった。

(4) 農産物等の価格安定

農産物等の売買は、買入れ、売却とも実績はなかったことから、損失及び利益の実績はなかった。

(5) 輸入飼料の需給・価格の安定

輸入飼料勘定において、2,180千t（大麦1,214千t、小麦966千t）の買入、2,314千t（大麦1,378千t、小麦936千t）の売却に伴う利益から、管理に要する所要額を差し引いたところ、67億円の損失となった。

(6) 決算損益の整理

ア 調整資金

9年度における食糧管理勘定の損失額は、2,394億円

表11 9年度食糧管理特別会計歳入歳出額総括表
(単位：億円)

歳 入			
食糧	売	払	代
食糧	国内米		4,825
〔国	内	米〕	〔1,736〕
〔国	内	麦〕	〔214〕
輸	入	食糧	〔2,875〕
農産物等	売	払	代
農輸	入飼料	売	払
輸	入麦等	納付金	収入
一般会計	より	受	入
〔調	整	資	金〕
〔輸	入飼料	損失補てん〕	〔40〕
検	査	印	紙
雑	収	入	51
食糧証券	及	借入金	収入
前年度	剰余金	受	入
純	計	額	17,819
他勘定	より	受	入
(歳	入	総	計)
38,896			
歳 出			
食糧	買	入	費
食糧	国内米		6,025
〔国	内	米〕	〔3,233〕
〔国	内	麦〕	〔922〕
輸	入	食糧	〔1,870〕
農産物等	買	入	費
農輸	入飼料	買	入
管	理	費	580
〔国	内	米〕	〔1,597〕
〔国	内	麦〕	〔71〕
輸	入	食物	糧
〔輸	入	飼	料〕
〔輸	入	飼	料〕
事	務	費	985
サイロ	及	倉庫	運営費
国債	整理基金	特別会計へ	繰入
予	備	費	8,044
純	計	額	—
他勘定	へ	繰	入
(歳	出	総	計)
17,625			
21,077			
38,702			

(国内米損失2,156億円, 国内麦損失822億円, 輸入食糧利益584億円)となったことから, これを調整勘定に移し, 前年度からの繰越額1,414億円と当年度の一般会計からの受入額1,750億円からなる調整資金(計3,164億円)を取り崩し整理した。

この結果, 9年度末の調整資金の残高は, 770億円となり, これを翌年度に繰り越した。

調整資金		(単位: 億円)	
前年度繰越	本年度受入	本年度損失	残高
1,414	1,750	△2,394	770
イ 輸入飼料勘定			

輸入飼料勘定における決算損失67億円は, この勘定における前年からの繰越額21億円と一般会計からの受入額40億円を充てて処理し, 残額6億円は損失の繰越として整理した。

第8節 農産物検査制度

1 概 況

農産物検査は, 農産物検査法(昭和26年法律第144号)に基づいて行われており, 農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し, あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的としている。

農産物検査法については, 近年の農産物の生産, 流通及び消費をめぐる諸情勢の変化に対応し, 平成6年に一部改正が行われ, 平成7年11月に施行された。

また, 成分検査については, 近年の消費者ニーズの多様化, 高度化に対応して, 米麦の成分数値の証明を希望する受験者が想定されたことを踏まえ, 平成7年の農産物検査法の一部改正により導入され, 平成8年4月から実施されている。

検査は, 米麦, 豆類, 雑穀等22品目及び, 食糧事務所依頼検査規程(昭和31年3月10日農林省告示第113号)に基づくいぐさ製品等について, 農産物検査官により行われ, 成分検査は米麦について食糧事務所品質管理課及び, 食糧事務所から委託を受けた指定検査機関で測定された後, 農産物検査官により証明されている。

農産物検査については, 行政改革会議最終報告(平成9年12月3日)において「農産物検査等については, 積極的に民営化, 民間移譲を検討する必要がある。」とされたことを受けて, 農産物検査の実施業務の民営化について検討することとした。

(1) 検査業務の改善合理化

国内産米検査業務の改善合理化については, 昭和63年12月に閣議決定された「規制緩和推進要綱」に基づき, 検査体制の簡素合理化及び検査業務の改善を図るため, 平成4年度末を目途として, 以下の点について各種事業を活用しつつ推進してきたところである。

この結果, おおむね所期の目標に近い成果をあげることができた。今後はばら検査の拡大及びパレット検査の推進等による抽出検査の内容を充実させ, 検査業務を的確かつ円滑に実施するため, 引き続き簡素合理化を図っていくこととしている。

① ばら検査比率については, 全検査数量のおおむね30%に拡大する。

→8年度実績約18%

② 抽出検査については, 当初目標の60%に達していることから, 食糧検査士の有効活用を図り, 抽出区切りの拡大及びパレット検査の推進等を図る。

→8年度実績約73%

③ 効率的な検査場所を確保するため, 一般検査場所については, 年間検査数量がおおむね600t以上の検査場所での検査数量割合が一般検査場所における検査数量のおおむね90%となることを目途に整備を図る。これにより全国の検査場所数が9,000か所台となるよう集約整備を図る。

→600t以上の検査場所での検査数量割合約69%(8年度実績)

総検査場所数9,990か所(8年度実績)

実施事業は次のとおりである。

ア ばら検査拡大事業(9年度予算額2億29百万円)

(ア) ばら検査導入推進事業

第1種登録出荷取扱業者が, 簡易ばら検査装置を導入して生産者が自ら乾燥, 調製したもののばら化を図った場合に, ばら検査・ばら流通数量に応じ一定額を交付する。

(イ) ライスセンターばら検査拡大推進事業

第1種登録出荷取扱業者が, 既存のライスセンターにおいて, ばら検査の実施に必要な装置を整備し, ばら検査・ばら流通数量の拡大を図った場合に, 増加数量に応じ一定額を交付する。

(ウ) 大口受検ばら化導入事業

大規模生産者等がフレコンで出荷したものについて, ばら検査を実施するための整備を行った第1種登録出荷取扱業者に, ばら検査数量に応じ一定額を交付する。

イ 食糧検査士活用事業(9年度予算額8億63百万円)

一般検査場所における抽出検査及び施設等におけるばら検査の円滑かつ効率的な実施を推進するため、専門的な知識と技術を有する民間活力を活用して検査準備指導を行う。

ウ 効率的検査推進事業（9年度予算額7億19百万円）

(ア) 効率的検査促進事業

効率的検査の実施に資するため、現地指導等を行った自主流通法人・第1種及び第2種登録出荷取扱業者に対し一定額を交付する。

(イ) 効率的検査場所体制整備事業

第1種登録出荷取扱業者が、検査数量が少ないなど検査効率の悪い検査場所を整理統合し、併せて、年間検査数量が600t以上の効率的な検査が可能な検査場所に拡充整備を図った場合等、検査数量の増加分の一部に対して一定額を交付する。

(ウ) パレット検査推進事業

第1種登録出荷取扱業者が、検査場所において機動的なパレット検査の実施に必要な整備、能率的な集荷・検査のための仮設テントの設置等、能率的な検査を実施するための条件整備に要した経費の一部を交付する。

(エ) 大規模抽出検査導入事業

第1種登録出荷取扱業者が、生産者から通い袋で出荷された玄米について大規模で能率的な抽出検査を受けるための整備を行った場合に一定額が交付される。

2 国内産農産物の検査

(1) 米 の 検 査

ア 9年産米の検査は、全国作況102という4年連続の豊作により需給が大幅に緩和している状況の下で、取引関係者からはその出回時期・品質等に強い関心が寄せられているとの認識に立って、検査関連情報を適時・適確に把握しつつ、多様な受検ニーズに即応した積極的で弾力的な検査対応を行うことを課題とし、「国内産農産物検査の事前指導等要綱」(平成6年3月28日付け6食糧第352号(検査)食糧庁長官通達)及び「国内産米穀の検査基本対策」(平成6年3月28日付け6食糧第353号(検査)食糧庁長官通達)を基本とし、以下の事項を定め検査の実施を図った。

(ア) 品質改善に係る指導

前年産米までの検査格付状況、初期検査品等のデータを有効活用した品質改善への指導を積極的に行った。

(イ) 積極的・弾力的な検査の実施

a 鑑定可能時間の最大限の活用

検査場所ごとの受検可能数量を勘案の上、鑑定可能時間の最大限の活用を図った。

b 土日等休日の検査

第1種登録出荷取扱業者の代表者及び担当者と、各検査場所についての土日等休日の検査対応の要否について打合せを行い、当初の検査計画に組み入れた。

c 広域的な応援検査

出荷集中期には、本所からの応援のみでなく、出荷集中期に差がある支所間の応援を行った。

(ウ) 検査計画の運用

第1種登録出荷取扱業者及び計画外流通米の受検者との連絡・打合せを綿密に行い、一日当たりの検査計画数量の見直し、検査時間の調整、土日等休日の検査対応、応援検査、農産物検査官の再配置等により検査計画を弾力的に運用した。

(エ) 鑑定・格付技術の錬磨

全国の検査実用標準品や回着米並びに各地域の品質概況等を活用した鑑定・格付技術の研鑽に努めた。

(オ) 支所前等検査場所の活用

計画外流通米の円滑な検査のため、政府倉庫前や食糧事務所前の検査場所等を積極的に活用した。

(カ) 整粒歩合による仕分け

出荷取扱業者からの整粒歩合による仕分け要請に対応した。

(キ) 成分検査の効率的な検査

受検準備の軽減、検査試料の有効活用及び成分検査品の効率的な保管管理等の観点から、品位等検査との同時受検を指導した。

イ 検査の実績

9年産米の平成10年3月末日現在の検査成績は、表12のとおりであり、水稻うるち玄米の地域別の検査実績は表13のとおりである。

ウ 品質概況

9年産の稲の生育は、出穂期以降おおむね天候に恵まれたこと及び台風や病害虫による被害が少なかったため、作況指数は全国で102のやや良となった。

地域別の品質概況は、次のとおりである。

(ア) 北海道では、8月に低温と日照不足が続いたが、その後の天候に恵まれ作柄はやや良となった。この影響により青未熟粒の発生が多く1等比率が53.4%(8年産同期88%)と前年を大幅に下回った。

(イ) 東北での登熟は、出穂後の8月中旬の低温により一時緩慢であったものの、その後の天候に恵まれたことから作柄はやや良となった。

1等比率は、89.9%(8年産同期90.7%)で、2等以下の格付けの主な理由は、青未熟粒混入と充実不足

であった。

(ウ) 関東・東山の登熟は、出穂期以降8月中旬の低温・日照不足、9月中旬以降の降雨・日照不足があったものの、その他の期間は天候に恵まれ、台風や病害虫による被害も少なかったことから作柄は良となった。

1等比率は90.2%（8年産同期91%）であった。

(エ) 北陸での登熟は、一部の県を除いて出穂期以降おおむね天候に恵まれたことから作柄は平年並みで、1等比率が88.5%（8年産同期85.8%）と前年を上回った。

(オ) 東海・近畿での生育・作柄は、平年並みであったが、三重・滋賀県では台風第9号の影響による穂ずれ、もみずれのほかいもち病による被害が発生した。1等比率は、台風等の影響により東海で70.8%（8年産同期84.9%）・近畿で85.8%（8年産同期88.7%）と前年を下回った。

(カ) 中国の作柄については、島根県、岡山県では、いもち病等の発生により、やや不良となったが、その他の県では平年並であった。

品質は、1等比率が71.9%（8年産同期75.7%）と全体的に低下し、特に岡山県では、晩生のものについて、立毛中の胴割粒が多く発生したことから、1等比率が47.5%と（8年産同期54.7%）前年を下回った。

(キ) 四国では、病害虫の発生もなく作柄は平年並みとなったが、台風第8・19号の影響により穂ずれ・白穂が発生し、充実不足・死米があり1等比率は51.3%（8年産同期63.6%）であった。

(ク) 九州では、台風の乾燥した風による脱水症状や登熟期における高温少雨等の影響による心白粒等の発生があり1等比率は55.2%（8年産同期80%）と前年を大幅に下回ったが、作柄は平年並みであった。

エ 産地品種銘柄の概況

9年産うるち玄米の産地品種銘柄は、43道府県、76品種、162産地品種（8年産、43道府県、78品種、165産地品種）であり、平成10年3月末日現在における銘柄の検査数量（加工用米等も含むすべての水稻うるち玄米）は、415万9千tである。これは8年産（9年3月末日現在）の411万4千tに比べ4万5千t増加した。

また、水稻うるち玄米に占める割合は、約1%増加し、79%（8年産同期78%）となった。

品種別に見ると、最も多いコシヒカリが、産地品種銘柄のうち138万7千t（8年産同期135万9千t）で33%を占めており、2位は前年同様あきたこまち、3位は前年4位であったきらら397となっている。

以下、ひとめばれ、ササニシキ、むつほまれ、ヒノヒカリの順に検査数量が多く、上位7品種の検査数量

は、産地品種銘柄全体の77%（前年同期77%）であり、前年と同じである。

(2) 麦 の 検 査

ア 検査対策

9年産麦の検査に当たっては、良品質麦の確保と流通の円滑化等を図る観点から、国内産農産物検査の事前指導等要綱（平成6年3月28日付け6食糧第352号（検査）食糧庁長官通達）及び国内産麦類の検査対策（平成4年4月8日付け4食糧第355号（検査）食糧庁長官通達）を基本とし、良品質麦の確保のための指導として、

- ① 適切な早期乾燥処理と調製の指導
- ② 被害麦の除去及び選別程度の指導
- ③ 品質劣化麦の仕分け等の指導

等を重点事項として、関係機関、団体との密接な連携の下に検査を実施した。

イ 検査実績

9年産麦の検査実績は、表14のとおりである。検査数量の合計は、77万7千tで、前年に比べ1万t増加（前年比101.4%）した。また、種類毎の上位等級比率（1等。ただし、ビール大麦は1等＋2等）を前年と比較すると、大麦は43.8%（前年産75.0%）、はだか麦は28.9%（同82.0%）、小麦は75.5%（同47.9%）、ビール大麦は78.2%（同88.0%）となっている。

これは、二条大麦は作付面積が減少したこと、六条大麦及びはだか麦は生産調整の強化に伴い作付面積は増加したものの、降雨の影響による被害粒及び未熟粒の混入が多かったことにより検査実績が減少したこと、小麦は作付面積は減少したものの、北海道の品質が近年に良くなったことから検査実績が増加し、小麦の上位等級比率も前年を上回ったことによる。

ウ 品質概況

(ア) 普通小粒大麦

関東・東山では、5月の降雨後の急激な気温の上昇による枯れ熟れ現象により、充実不足による未熟粒の混入が多かったことから品質は前年よりやや劣った。

北陸では、被害粒の混入は少なかったが、充実度、粒張り、粒揃いがやや劣り、品質は平年並となった。

(イ) 普通大粒大麦及びビール大麦

関東・東山では、普通小粒大麦と同様に5月の降雨後の急激な気温の上昇による枯れ熟れ現象により、裂皮粒、凸腹粒の混入、色沢不良のもの、充実不足による未熟粒の混入が多かったことから品質は前年より劣った。

中国では、出穂後の低温、降雨により充実度、粒張りが劣り、凸腹粒、被害粒の発生により前年以上に品

質が劣った。

九州では、倒伏が発生したことから、未熟粒の混入に加え、凸腹粒、くされ粒、たい色粒等の被害粒の混入が多く、品質は前年より大幅に劣った。

ビール大麦については、全国的にビール大麦としての品質が確保されず、前年より劣った。

(ウ) 普通はだか麦

主産地である四国及び九州では、湿害による枯れ熟れ現象と登熟期の降雨による倒伏により充実度、粒張り、粒揃いとも前年より劣った上、たい色粒、やけ粒等の発生により品質は前年より著しく劣った。

(エ) 普通小麦

北海道では、7月下旬までに収穫されたものは、充実度、粒揃い、光沢とも前年よりやや良かったが、8月上旬から中旬にかけての降雨以降に収穫されたものは、たい色粒、発芽粒の混入により品質はやや劣った。しかし、総体的には良品質となった。

関東・東山では、一部地域で早刈りによる緑色粒の混入があったものの、おおむね品質は前年同様であった。

近畿、四国、九州では、収穫期の天候に恵まれたことから充実度、光沢とも前年より良く、被害粒の発生も少なく、前年を上回る良品質となった。

(3) その他の農産物の検査

農産物検査法に定められた品目のうち、米麦（製品を含む。）以外の品目及び食糧事務所依頼検査規定に基づく品目の検査結果は次のとおりである。

ア 農産物検査法に基づく品目

〔品目〕	〔検査実績県〕	〔検査数量t〕
大豆	(北海道ほか43県)	65,314
小豆	(北海道ほか5県)	48,293
えんどう	(—)	—
いんげん	(北海道)	22,302
とうもろこし	(長野県)	19
なたね	(青森県ほか10県)	815
あわ	(岩手県)	1
ひえ	(岩手県)	4
甘しょ	(神奈川県)	31
馬鈴しょ	(北海道ほか1県)	2,476
甘しょ生切干	(長崎県ほか2県)	870
そば	(北海道ほか13県)	4,789
でん粉	(北海道ほか3県)	324,586
はっか	(北海道)	1

イ 食糧事務所依頼検査規程に基づく品目

〔品目〕	〔検査実績県〕	〔検査数量千枚〕
いぐさ製品	(広島県ほか3県)	2,156

なお、9年産大豆の検査に当たっても、良品質大豆の生産と円滑な流通の促進を図るため、国内産大豆の検査基本対策（平成6年9月5日付け6食糧第1086号（検査）食糧庁長官通達）に基づき、①検査体制の点検・整備、②事前指導、③検査の適正化、④抽出検査及びばら検査の推進を重点として取り進めた。

9年産大豆は、北海道では低温、日照不足等により不良であったが、都府県では一部の地域を除きおおむね天候に恵まれ、平年並みないしやや良となったことから、作況指数99の「平年並み」となった。

8年産と比較すると、収穫量は、14万4千6百tで3千5百t（2％）減少した。これは、作付面積が1千4百ha（2％）増加したものの、10a当たりの収量が7kg（4％）下回ったことによる。

(4) 包装の使用状況

9年度における米麦の包装の種類別使用状況は、次のとおりである。

(単位：千個、％)

包装の種類	米	麦
	(5.5)	(6.1)
麻袋	4,327	115
	(9.3)	(14.3)
樹脂袋	7,320	269
	(85.2)	(79.6)
紙袋	67,030	1,502
	(100.0)	(100.0)
計	78,676	1,887

(注) 1 麻袋、樹脂袋及び紙袋30kgは60kg換算個数である。

2 () は包装の種類別比率である。

3 外国産農産物の検査

9年度における外国産農産物の検査数量及び品質状況は次のとおりである。

(1) 米 穀

ア 検査数量	(単位：t, ％)			
産地	玄米	精米	砕精米	計 国別比率
アメリカ	55,007	122,203	22,374	199,583 (42.3)
タイ	70	104,113	30,879	135,062 (28.7)
オーストラリア	11,996	61,122	12,386	85,504 (18.1)
中国	23,479	20,240		43,719 (9.3)
ウルグアイ	1,638		17	1,655 (0.4)
ベトナム	208	4,996	417	5,621 (1.2)
エジプト	148			148 (0.0)
パキスタン		54		54 (0.0)
イタリア	51			51 (0.0)

スペイン 18 18 (0.0)
計 92,547 312,797 66,072 471,416 (100.0)
形態別比率 (19.6) (66.4) (14.0) (100.0)

(注) 形態とは玄米・精米・砕精米の輸入形態のことである。

イ 品 質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず、規格外(否)となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
アメリカ、オー ストラリア	被害粒	16	16	1,256
アメリカ、エジ プト	水分	6	6	443
アメリカ、オー ストラリア、中 国	未熟粒	3	3	71
アメリカ、イタ リア	白墨質 粒	3	3	70
中国	異 物	1	1	18
タイ	大砕粒	1	1	5,012
ベトナム、タイ アメリカ	砕 粒	3	3	71

(2) 小 麦

ア 検査数量		(単位：千t, %)		
産 地	食糧用	飼料用	計	国別比率
ア メ リ カ	2,588	391	2,979	(52.3)
カ ナ ダ	1,549		1,549	(27.2)
オーストラリア	593	575	1,168	(20.5)

計 4,730 966 5,696 (100.0)
用途別比率 (83.0) (17.0) (100.0)

イ 品 質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず、規格外(否)となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
アメリカ、カナダ	きょう雑物	32	32	155,240
ア メ リ カ	粗たんばく	17	17	83,200
	発 芽 粒	12	12	82,385
	他 銘 柄 粒	1	1	257
カ ナ ダ	被 害 粒 計	1	1	525
オーストラリア	異 物	1	1	1,387

(3) 大麦・はだか麦

ア 検査数量		(単位：千t, %)		
産 地	項目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
オーストラリア	144	642	786	(55.8)
カ ナ ダ	35	228	264	(18.7)
ア メ リ カ	16	344	360	(25.6)
計	195	1,214	1,409	(100.0)
用途別比率	(13.8)	(86.2)	(100.0)	

イ 品 質

着地検査の結果、検査規格及び契約規格に合致せず、規格外(否)となったものは、次のとおりである。

産 地	項 目	船数	検査証明書 発行件数	数量(t)
オーストラリア	きょう雑物	2	2	13,399

表12 9年産米種類別検査実績(10年3月末日現在)

種 類	検査数量 (t)	等級比率(%)						
		特上	特等	1等(合格)	2等	3等	等外	規格外
合 計	5,489,261 (2)	0.1	0.5	78.3	18.4	1.7	0.4	0.6
玄 米	水 稻 う る ち (2)	—	—	79.7	17.9	1.6	0.4	0.5 (100.0)
	水 稻 も ち	—	—	42.6	49.7	5.1	0.1	2.5
	醸 造 用	6.0	29.1	51.1	9.2	2.5	0.1	2.1
	陸 稻 う る ち	—	—	—	—	—	—	—
	陸 稻 も ち	—	—	16.6	56.8	24.1	1.1	1.4
も み	合 計	—	—	100.0	—	—	—	0.0
	普 通	—	—	100.0	—	—	—	0.0
	種 子	—	—	100.0	—	—	—	—
精 米	合 計	—	—	95.0	5.0	—	—	—

(注) 1 検査数量欄の()内は、水稻うるち玄米(長粒種)で内数である。

2 もみの等級比率は、合格の比率である。

3 種子もみには、準種子も含む。

4 ラウンドの関係で種類別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100.0とならないことがある。

表13 9年産水稻うるち玄米地域別検査実績（10年3月末日現在）

地 域	検査数量 (t)	等級比率 (%)				
		1等	2等	3等	等外	規格外
北海道	606,998	53.4	38.8	4.5	0.0	3.3
東北	1,826,854	89.9	9.1	0.8	0.1	0.1
北陸	773,003	88.5	10.3	0.9	0.2	0.2
関東・東山	746,702	90.2	8.5	0.5	0.8	0.0
東海	166,554	70.8	27.7	1.0	0.6	0.0
近畿	239,321	85.8	12.5	1.4	0.3	0.1
中国	334,839	71.9	25.3	1.6	0.8	0.3
四国	124,493	51.3	43.0	3.9	1.4	0.4
九州	448,341	55.2	40.1	3.3	1.0	0.4
沖縄	2,967	0.3	86.1	8.2	0.0	5.3
合 計	5,270,072	79.7	17.9	1.6	0.4	0.5

(注) ラウンドの関係で地域別検査数量及び等級比率の計が合計あるいは100とならないことがある。

表14 平成9年産麦類検査成績（平成10年5月末日現在）

種 類	検査数量 (t)	等級比率 (%)			
		1等	2等	等外上	規格外
大 麦	79,929	43.8	41.3	—	14.9
は だ か 麦	15,757	28.9	65.3	—	5.8
小 麦	591,245	75.5	13.4	—	11.1
ビ ー ル 大 麦	46,588	0.4	77.8	21.7	—
飼 料 用 大 麦	34,623	(合格) 100.0	—	—	—
種 子 用 麦	9,222	(合格) 100.0	—	—	—
合 計	777,364				

(注) 等級比率の内訳の計は、四捨五入の関係上総数（100%）に一致しない場合がある。

4 成 分 検 査

農産物検査法の改正により、平成8年4月から成分検査（任意検査）を実施している。

成分検査は、理化学分析を伴う新たな検査であることから、受検者に対し当該検査のPRに努めたところである。

成分検査は、農産物検査官が成分検査に係る受検品から試料を採取し、食糧事務所品質管理課及び食糧事務所から委託を受けた指定検査機関（農産物検査法に基づき農林水産大臣が指定する者）が当該試料の測定を行い、その結果を農産物検査官が証明するものである。

成分検査の対象農産物は、米及び小麦となっている。また、成分の検査規格は、米については、たんぱく質及びアミロースとなっており、小麦については、たんぱく質及びでん粉となっている。

平成9年度の成分検査の実施件数は、米については2,786件、小麦については491件となっている。

第9節 加 工 食 品

1 みそ・しょうゆ

(1) 企 業 構 造

みそ製造業の企業数は、平成8年度みそ工場実態調査（平成7年12月現在）によれば、1,351企業（1,355工場）であり、そのほとんどが中小企業である。

また、しょうゆ製造業の企業数は、平成8年度しょうゆ工場実態調査（平成7年12月現在）によれば、1,879企業（1,883工場）である。これらのほとんどが中小企業で、大企業は5社（8工場）にすぎないが、生産シェアで約48%（9年）を占めている。

(2) 生 産 状 況

9年におけるみそ・しょうゆの生産数量は、みそは54万6千tで前年より3千tの増（前年比0.5%増）、しょうゆは109万8千klで前年より3千klの減（同2.9%減）となった。

(3) 輸 出 状 況

9年におけるみそ・しょうゆの輸出総量は、みそは4千tで前年比6.2%増、金額では9億6,204万円で前年比6.3%増となっており、主要輸出先はアメリカ、台湾、香港等である。また、しょうゆは1万1千klで前年比6.9%増、金額では22億7,721万円で前年比8.2%増となっており、主要輸出先はアメリカ、香港、中国である。

2 小 麦 粉

(1) 企 業 構 造

平成9年3月末現在における小麦粉製造業の企業数は137企業（174工場）であり、これらを合計した日産設備能力は、3万3千tとなっている。小麦粉製造業は、ほとんどが中小企業であり、そのうち34%が日産設備能力50t未満の零細企業である。

生産シェアにおいては大企業（4社）が67.6%を占めている。

(2) 生 産 状 況

8年度における小麦粉の生産数量は、497万tで前年より0.5%増である。用途別小麦粉の生産比率は、パン用粉の37.5%、めん用粉の34.6%、菓子用粉の12.4%となっており、この3用途で生産数量全体の84.5%を占めている。

(3) 近 代 化 計 画

中小企業近代化促進法に基づき、平成10年度から平成14年度を目標とする第6次近代化計画を算定し、これに基づき構造改善事業（参加企業数100企業）を実施している。

3 精 麦

(1) 企 業 構 造

平成9年3月末現在における精麦業の企業数は、83企業（85工場）で、すべて中小企業である。

(2) 生 産 状 況

8年度における精麦の生産数量は13万8千t（前年比6.2%増）となっている。種類別生産比率は、普通精麦93.3%（押麦10.1%、切断圧べん0.4%、切断無圧べん3.2%、精白麦78.0%）、ビタミン強化精麦6.7%となっている。

4 麦 茶

(1) 企 業 構 造

9年3月現在における麦茶製造業の企業数は、88企業（88工場）であり、すべて中小企業である。

(2) 生 産 状 況

8年度における麦茶の生産数量は4万4千tで、前年

比10.0%増となっている。

5 め ん 類

（生めん類、乾めん類、即席めん類、マカロニ・スパゲッティ類）

(1) 企 業 構 造

平成8年12月現在におけるめん類製造業の工場数は、生めん類3,869、乾めん類2,147、即席めん類74、マカロニ・スパゲッティ類13で合計6,103工場となっている。めん類製造業は、大企業の数が極めて少なく、即席めん類以外はおおむね中小企業である。

(2) 生 産 状 況

9年度におけるめん類の生産量は、144万2千t（小麦粉換算）で前年より2万2千t減（前年1.6%減）となっている。

種類別にみると、生めん類70万6千t（前年比2.5%減）、乾めん類24万9千t（同3.9%減）、即席めん類32万3千t（同0.5%減）、マカロニ・スパゲッティ類16万3千t（同4.8%増）である。

(3) 輸 出 入

9年度におけるめん類の輸出量は、1万6千t（輸出金額47億円）で前年比1.4%増（同8.3%増）となっている。これを種類別にみると乾めん類5.9千t（同17億円）、即席めん類8.1千t（同28億円）、マカロニ・スパゲッティ類1.9千t（同1.7億円）である。

一方輸入量は7.6万t（輸入金額96億円）で前年比13.0%増（同42.3%増）である。

これを種類別にみると、乾めん類0.4千t（前年比24.0%増）、即席めん類1.3千t（同18.4%減）、マカロニ・スパゲッティ類74.8千t（同5.2%増）である。

6 パ ン 類

(1) 企 業 構 造

平成8年12月末現在におけるパン製造業の企業は、4,480企業（4,587工場）であり、そのうち大企業は6社となっている。

(2) 生 産 状 況

9年におけるパン類の生産数量は122万t（小麦粉換算）で前年比0.7%減となっている。

これを種類別にみると、食パン59万7千t（前年比2.3%減）、菓子パン38万8千t（同2.3%増）、その他パン18万8千t（同0.8%減）、学給パン4万8千t（同4.2%減）である。

7 ビスケット類

(1) 企業構造

平成8年12月末現在におけるビスケット類の製造を行っている菓子製造業の企業数は108企業（137工場）であり、そのうち大企業は、7社となっている。

(2) 生産状況

9年におけるビスケット類の生産数量は22万6千製品tで前年比0.7%減となっている。

(3) 輸出入

9年におけるビスケット（スイート）類の輸出数量は1.6千t、金額では11億3千万円で前年比各々5.3%増、1.5%増となっている。主要輸出先は香港、台湾、シンガポール等である。

一方、輸入数量は1万t、金額では56億円で前年比は各々5.3%減、0.8%増となっている。主要輸出先はアメリカ、デンマーク、中国等である。

8 米 菓

（あられ・せんべい）

(1) 企業構造

7年度米菓工場実態調査（6年12月末日現在）における企業数は、872企業（919工場）であり、ほとんどが中小企業である。

なお、主要5社（14工場）が占めている生産シェアは43%（8年）となっている。

(2) 生産状況

9年の米菓の生産数量は22万tで前年より2千tの減（前年比1.0%減）である。

(3) 輸出入

9年の米菓輸出数量は、4.2千tで前年比10.7%増、金額では、27億円で前年比14.6%増となっており、主要輸出先はアメリカ、オランダ、台湾等である。

一方、輸入数量は7.9千tで前年比13.9%減、金額では、32億5千万で前年比3.8%増となっており、主要輸入先はタイ、台湾、中国等である。

9 加工米飯

(1) 企業構造

平成9年12月末現在における加工米飯製造業の企業数は、延べ数で130企業となっている。このうちの大半は、中小企業で占められている。

(2) 生産状況

9年における加工米飯の生産量は20万tで、前年比5.7%増となっている。

これを種類別にみると、レトルト米飯2万1千t（前

年比3.6%減）、無菌包装米飯2万7千t（同44.9%増）、冷凍米飯14万2千t（同2.7%増）、チルド米飯5千t（同10.5%減）、缶詰米飯2千t（同9.5%減）、乾燥米飯5千t（同5.3%増）となっている。

10 米麦加工食品改善推進事業

米麦加工食品産業の健全な発展に資するため、米麦加工食品を取り巻く諸問題を検討し、今後の展開方向を目指すため、昭和59年以降各種事業を推進している。

企業における安全管理・品質管理の強化が重要となっている今日、各企業によって管理の体制が異なっており、その実態を把握するとともに、その改善方を検討することが必要である。また、食品業界において海外進出する企業が増えており、国内産原料用米麦の供給先を今後も確保していく上で、国内産米麦が国際競争力に耐えうる体質基盤を構築するために、海外進出した企業の原料調達や品質管理等の実態や問題点を把握する必要性があり、平成9年度においては、財団法人全国食生活改善協会に次のような事業を委託し、実施した。

(1) 企業における安全・品質管理体制の実態に関する調査

平成8年夏以降の腸管出血性大腸菌O-157による食中毒の大量発生、消費者の健康志向の意識の高まり等から食品の安全性や品質に対する関心に応えるため、米麦加工食品産業における安全、品質管理体制の取り組み状況の調査・分析を実施した。

調査対象とした業種は、パン製造業、ビスケット製造業、めん製造業、米菓製造業、包装もち製造業、加工米飯製造業、包装米飯業、炊飯業、みそ製造業、しょうゆ製造業の10業種の中小企業に対し、安全・品質管理や苦情処理等の取り組み状況のアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、それらに基づく分析を行った。

(2) 米麦加工食品産業における海外生産実態調査

米麦加工食品産業における海外進出企業の実態を分析し、対応策の検討を図るため、米麦加工食品企業の代表者、学識経験者等による検討協議会を設置するとともに、次の事項について調査検討を行った。

① 米麦加工食品産業の海外進出の誘因又は阻害要因となっている進出先各国の事情等について基礎的データの整備。

② 米麦加工食品の企業ごとに海外進出企業における実態把握のためのヒアリング調査。

③ ①、②の調査結果の分析、検討を踏まえ、問題点等を明らかにする。

11 食品流通改善巡回点検指導事業

近年、食品に関する安全性の確保、価格の安定、流通円滑化、品質の維持向上及び表示の適性化等についての国民の要請はますます高まっており、これらの要請に応じて、きめの細かい食品行政の展開を図ることが現下の急務となっている。

このような状況に鑑み、昭和53年度から、「食品流通改善巡回点検指導事業」を実施している。

この事業は、食糧事務所職員が食品の生産及び流通の各段階にわたる巡回点検、指導等を実施することにより、安全かつ良質な食品の供給と表示の適正化、価格需給動向の予察、価格高騰時のパトロール等の対策を総合的に推進するものであり、9年度は次の業務を実施した。

(1) 食品品質表示基準遵守状況点検指導業務

- (2) 食品製造業食品製造基準遵守指導業務
- (3) 食品卸小売店食品流通基準等遵守指導業務
- (4) 冷凍食品小売店品質管理指導業務
- (5) 食品自動販売機適正設置管理指導業務
- (6) 食品価格需給動向予察業務
- (7) 米麦加工食品基礎調査業務
- (8) 食品流通改善基礎調査業務
- (9) 食品価格高騰時パトロール業務
- (10) 放出野菜販売状況等監視指導業務
- (11) 外食価格等動向調査監視指導業務
- (12) 水産物調整保管物資点検業務
- (13) 生鮮食品等緊急対策業務
- (14) 農作物安全対策業務
- (15) 畜産物安全対策業務
- (16) 水産物安全対策業務